

札幌市私立幼保連携型認定こども園設置等認可要綱

最近改正 平成 27 年 11 月 19 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市長が行う就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の設置又は廃止、休止若しくは設置者の変更の認可について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 法第 2 条第 2 項に規定する幼稚園をいう。
- (2) 保育所 法第 2 条第 3 項に規定する保育所をいう。
- (3) 幼保連携型認定こども園 法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (4) 既存幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 50 号。以下「条例」という。）の施行日前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて設置する幼保連携型認定こども園をいう。
- (5) 既存保育所から移行する幼保連携型認定こども園 条例の施行日前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて設置する幼保連携型認定こども園をいう。
- (6) 小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (7) 1 号認定子ども 支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもをいう。
- (8) 2 号認定子ども 支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもをいう。

どもをいう。

(9) 3号認定子ども 支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもをいう。

(10) 特定教育・保育施設 支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

(11) 特定地域型保育事業 支援法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(12) 支援事業計画 本市が支援法第61条第1項の規定により定める市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。

(13) 学校法人 私立学校の設置を目的として、私立学校法（昭和24年法律第270号）の定めるところにより設立された法人をいう。

(14) 社会福祉法人 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立された法人をいう。

（認可の基本方針）

第3条 市長は、法、条例及びこの要綱に定める幼保連携型認定こども園の認可に係る基準を満たす者について法第17条第1項の規定による認可を行うものとする。ただし、支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として法第17条第6項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。）第22条で定める場合に該当すると認める場合は、認可しないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、幼保連携型認定こども園の設置の認可を行うことができる。

3 市長は、支援事業計画に基づき整備をしようとする幼保連携型認定こども園にあつては、法第17条第1項の規定に基づく設置の認可を行う前にあらかじめその整備計画に関する承認を行うことを原則とする。

4 前項に規定する承認に関する手続その他の必要事項は、別に定める。

（設置者）

第4条 幼保連携型認定こども園を設置する者は、次に掲げる基準をいずれも満たす学校法人及び社会福祉法人でなければならない。

(1) 法第 17 条第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 暴力団員の支配を受けていないこと。

(設置位置)

第 5 条 幼保連携型認定こども園の位置は、その事業開始年度における支援事業計画の内容を踏まえ、幼保連携型認定こども園を新たに設置することが必要と市長が認める行政区内であり、かつ、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

2 市長は、設置者に対し、次に掲げる事項を特に考慮して幼保連携型認定こども園の位置を決定するよう求めるものとする。

(1) 既存の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業の営業所との位置関係

(2) 用途地域が工業地域又は工業専用地域として指定された地域でないこと

3 市長は、設置者に対し、次に掲げる事項を考慮して幼保連携型認定こども園の位置を決定するよう求めるものとする。

(1) 幼保連携型認定こども園を設置しようとする行政区内において教育・保育需要が特に高いと認められる地域

(2) 最寄りの公共交通機関（ＪＲ及び地下鉄等をいう。）からの距離その他の通所の利便性

(3) 既存の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業との位置関係

(4) 既存の風営法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業の営業所との位置関係

(5) その他幼保連携型認定こども園の位置をより適切なものとするために市長が必要と認める事項

(施設の規模、構造等)

第 6 条 幼保連携型認定こども園として設置する施設の建物及び設備の規模、構造等の基準は、条例、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他関係法令に適合しているほか、別表 1「設備・面積基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(職員)

第7条 幼保連携型認定こども園において職務に従事する職員は、条例に基づき配置されていなければならない。

- 2 前項に規定する職員のほか、保育教諭の休けい及び保育標準時間認定を受けた子どもの受け入れに対応するため、次に掲げる区分に応じ保育教諭を加配しなければならない。

- (1) 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用定員が90人以下で保育標準時間認定を受けた子どもを受け入れている幼保連携型認定こども園

保育教諭2名以上

- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用定員が90人以下で保育標準時間認定を受けた子どもを受け入れていない幼保連携型認定こども園

保育教諭1名以上

- (3) 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用定員91人以上で保育標準時間認定を受けた子どもを受け入れている幼保連携型認定こども園

保育教諭1名以上

- 3 第1項に規定する職員のうち、調理員の数、給食を提供する子どもの定員合計が40人以下の施設においては1人以上、給食を提供する子どもの定員合計が41人以上150人以下の施設においては2人以上、給食を提供する子どもの定員合計が151人以上の施設においては3人以上とする。

(定員規模)

第8条 幼保連携型認定こども園の定員は20人以上とする。

- 2 幼保連携型認定こども園の定員は、市長が行う支援法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設の確認において定める利用定員とする。

(対象児童)

第9条 幼保連携型認定こども園が受け入れる児童については、支援法第19条第1項各号に規定する認定を受けた児童を対象とする。ただし、1号認定子ども及び3号認定子どもについては対象としないことができる。

(不動産の貸与を受けるための要件)

第 10 条 幼保連携型認定こども園の用に供する土地又は建物について貸与を受ける場合は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

(1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。

ア 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合

(2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(4) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 現に学校法人又は社会福祉法人が設置している幼稚園又は保育所の土地又は建物が、認可権者から借用を認める取扱いを受けている場合において、幼保連携型認定こども園を設置するため、幼稚園及び保育所を設置する学校法人又は社会福祉法人が単一の設置主体による運営に切り替えるために事業の全部を学校法人又は社会福祉法人に譲渡する場合は、前項各号の規定にかかわらず、原則として引き続き借用を認める。

(設置の認可の手続)

第 11 条 法第 17 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする者は、様式 1 「幼保連携型認定こども園設置認可申請書」に別表 2 「設置認可に関する書類」に掲げるものを添付し、市長へ提出するものとする。

(設置の認可等)

第 12 条 市長は、前条に基づき申請された幼保連携型認定こども園の設置の認可に関して、審査のうえ当該幼保連携型認定こども園の設置を認可する場

合は様式 2 「幼保連携型認定こども園設置認可通知書」、認可しない場合は様式 3 「幼保連携型認定こども園設置却下通知書」により申請者あて通知するものとする。

(廃止等の認可の手続)

第 13 条 法第 17 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止等（廃止、休止若しくは設置者の変更をいう。）の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる認可を受ける事項に応じ、当該各号に定める様式に別表 3 「廃止等認可に関する書類」に掲げるものを添付し、市長へ提出するものとする。

(1) 廃止 様式 4 「幼保連携型認定こども園廃止認可申請書」

(2) 休止 様式 5 「幼保連携型認定こども園休止認可申請書」

(3) 設置者の変更 様式 6 「幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書」

(廃止等の要件)

第 14 条 市長は、前条に定めるところにより、幼保連携型認定こども園の廃止の認可の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする施設の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入所要する児童の数から、施設の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。

(2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) 廃止しようとする施設の財産処分方法が適切で、かつ、廃止を行う者が社会福祉法人である場合当該施設の財産処分について所轄庁の承認を得られる見込みがあること。

(4) 廃止しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあっては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。

(5) 施設の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。

(6) 廃止について理事会の議決その他法人の定款等（定款又は寄附行為をいう。以下同じ。）に定める所定の手続を経ていること及び定款等の変更又は法人の解散について所轄庁の承認又は認可を得られる見込みがあると認められること。

(7) その他当該幼保連携型認定こども園の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条に定めるところにより、幼保連携型認定こども園の休止の認可の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。

(2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) 休止について理事会の議決その他定款等に定める所定の手続を経ていること。

(4) その他当該幼保連携型認定こども園の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

3 市長は、前条に定めるところにより、幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 変更後の設置者が、第4条に掲げる設置者の基準に適合していること。

(2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

(3) その他当該幼保連携型認定こども園の設置者の変更を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

（廃止等の認可等）

第15条 市長は、第12条に基づき申請された幼保連携型認定こども園の廃止等の認可に関して、審査のうえ当該幼保連携型認定こども園の廃止等を認可

する場合は、次の各号に掲げる認可する事項に応じ、当該各号に定める様式により申請者あて通知するものとする。

(1) 廃止 様式 7 「幼保連携型認定こども園廃止認可通知書」

(2) 休止 様式 8 「幼保連携型認定こども園休止認可通知書」

(3) 設置者の変更 様式 9 「幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書」

2 市長は、第 12 条に基づき申請された幼保連携型認定こども園の廃止等の認可に関して、審査のうえ当該幼保連携型認定こども園の廃止等を認可しない場合は、次の各号に掲げる認可しない事項に応じ、当該各号に定める様式により申請者あて通知するものとする。

(1) 廃止 様式 10 「幼保連携型認定こども園廃止却下通知書」

(2) 休止 様式 11 「幼保連携型認定こども園休止却下通知書」

(3) 設置者の変更 様式 12 「幼保連携型認定こども園設置者変更却下通知書」

(変更の届出)

第 16 条 法第 17 条第 1 項の規定による設置の認可を受けた者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に変更しようとするときは、あらかじめ、様式 13 「幼保連携型認定こども園変更届出書」に別表 4 「変更に関する書類」に掲げるものを添付して市長に提出しなければならない。

(1) 目的

(2) 施設の名称

(3) 所在地

(4) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

(5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（以下「園則」という。）

(6) 経費の見積り及び維持方法

(7) 開設の時期

(標準処理期間)

第 17 条 幼保連携型認定こども園の設置の認可に関する標準処理期間は、第 11 条の規定による認可の申請があった日からおおむね 3 か月以内とする。

2 幼保連携型認定こども園の廃止等の認可に関する標準処理期間は、第 13

条の規定による廃止又は休止の認可に関する申請があった日からおおむね 2 か月以内とする。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援新制度担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、この要綱の決裁日（平成 27 年 3 月 30 日）から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降を事業開始日とする幼保連携型認定こども園について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 11 月 19 日から施行する。

別表 1 「設備・面積基準」

設 備 等 名	設置・面積基準						
園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 ただし、既存幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園又は既存保育所から移行する幼保連携型認定こども園の園庭（以下に掲げる園庭の面積基準の 1 に掲げる面積以上のものに限る。）は、当分の間、次に掲げる要件のすべてを満たす場所に設けることができる。 (1) 園児が安全に移動できる場所であること。 (2) 園児が安全に利用できる場所であること。 (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。 (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。							
園 舎	次に掲げる面積を合算した面積以上 1 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積（㎡）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学級</td><td>180</td></tr> <tr> <td>2 学級以上</td><td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td></tr> </tbody> </table> 2 満 2 歳未満の園児数 $\times 3.3 \text{ ㎡}$ 3 満 2 歳の園児数 $\times 1.98 \text{ ㎡}$	学級数	面積（㎡）	1 学級	180	2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$
学級数	面積（㎡）						
1 学級	180						
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$						
上記 1 に掲げる面積は、一定の要件を満たす既存保育所から移行する幼保連携型認定こども園については、当分の間、満 3 歳以上の園児数 $\times 1.98 \text{ ㎡}$ 以上とする。							
園 庭	次に掲げる面積を合算した面積以上 1 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積（㎡）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr> <tr> <td>3 学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr> </tbody> </table> (2) 満 3 歳以上の園児数 $\times 3.3 \text{ ㎡}$ 2 満 2 歳の園児数 $\times 3.3 \text{ ㎡}$	学級数	面積（㎡）	2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積（㎡）						
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$						
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$						
一定の要件を満たす既存幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園の園庭の面積は、当分の間、1 に掲げる面積以上とする。 一定の要件を満たす既存保育所から移行する幼保連携型認定こども園の園庭の面積は、当分の間、1 - (2) 及び 2 に掲げる面積を合算した面積以上とする。							
乳 児 室	ほふくしない満 2 歳未満の園児数 $\times 3.3 \text{ ㎡}$ 以上						
ほ ふ く 室	ほふくする満 2 歳未満の園児数 $\times 3.3 \text{ ㎡}$ 以上						
保 育 室 又 は 遊 戯 室	満 2 歳以上の園児数 $\times 1.98 \text{ ㎡}$ 以上 ※ 満 3 歳以上の園児に係る保育室は学級数以上設置すること。						
一定の要件を満たす既存幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園は、当分の間、保育室、遊戯室に面積基準を設けない。							

設 備 等 名	設 置 ・ 面 積 基 準
職 員 室	・ 職員数に応じ、適切な面積を確保すること。
保 健 室	・ 静養できるスペースを確保すること。（職員室と兼用も可とする。）
調 理 室	・ 定員に応じた面積を確保し、必要な設備を備えること。 ・ 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が 20 人未満の場合は、調理室を備えないことも可とする。ただし、この場合においては、当該食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。
便 所	・ 各階の定員に見合う面積を確保し、設備（幼児用便器等）を備えること。 ・ 車いすを使用している者が円滑に利用できる便所の設置又は利用するために必要な人的対応がとれる形態にすること。
飲 料 水 用 設 備	・ 定員に応じた数の設備を備えること。 ・ 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えること。
手 洗 用 設 備	
足 洗 用 設 備	

上記のほか、園舎には次の施設を備えるよう努めること。	
調 乳 室	・ 2 歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積を確保すること。 ・ 乳児室及びほふく室に近接して配置すること。 ・ 調乳業務を調理室で行う場合には必要ない。
沐 浴 室	・ 2 歳未満児を受け入れる場合に定員に見合う面積を確保すること。 ・ 2 歳未満児が使用可能な沐浴設備（乳児バス等）を設置すること。 ・ 2 歳未満児が使用可能な便器を設置すること。（便所が近接している場合を除く。） ・ 乳児室及びほふく室に近接して配置すること。
放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室	

備考 一定の要件とは、当該施設に係る監査（私立学校振興助成法第 14 条に規定する監査、児童福祉法施行令第 38 条に規定する検査、社会福祉法第 56 条に規定する監査をいう。）において、その運営等が適正であると認められていること。

注

- 一定の要件を満たす既存幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園又は既存保育所から移行する幼保連携型認定こども園に適用される基準は、施行日から当分の間に特例として認めるものであり、当該基準の適用により幼保連携型認定こども園に移行する施設は、通常適用される基準に適合するよう努めるものとする。
- 園舎は、2 階建て以下とし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下、「保育室等」という。）は、1 階に設けるものとする。ただし、条例第 6 条第 3 項に掲げる要件を満たす場合はこの限りではない。3 階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満 3 歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

別表２「設置認可に関する書類」

施設の位置図・配置図
施設の平面図
各室面積表
建物検査済証
消防用設備等検査済証
建物外観の写真
建物内部の写真
当該不動産（土地・建物）の登記簿謄本
法人代表者の履歴書
法人であることを証する書類
定款又は寄附行為
職員の定数及び現在員の状況確認書
園長の履歴書
園長の資格を有することを証する書類
施設職員（雇用者）の履歴書
施設職員（雇用者）の資格証明書
収支予算書
園則
誓約書
食事の提供に関する調書
子育て支援事業の実施に関する調書
その他設置認可の申請に必要と認められる書類

別表 3 「廃止等認可に関する書類」

1 廃止の認可に関する書類

廃止を決定した議事録の写し
財産処分の具体的方法が記された書類
その他廃止認可の申請に必要と認められる書類

2 休止の認可に関する書類

休止を決定した議事録の写し
その他休止認可の申請に必要と認められる書類

3 設置者の変更の認可に関する書類

別表 2 「設置認可に関する書類」に掲げる書類について、変更前及び変更後を提出すること。また変更前及び変更後の各設置者について、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 変更前の設置者に係る書類

設置者変更を決定した議事録の写し
当該施設において従事する職員に対する処置等
その他設置者変更認可の申請に必要と認められる書類

(2) 変更後の設置者に係る書類

設置者変更を決定した議事録の写し
その他設置者変更認可の申請に必要と認められる書類

別表 4 「変更に関する書類」

1 目的、名称の変更の場合

変更事項について議決した議事録の写し
その他変更の届出に必要と認められる書類

2 所在地又は園地、園舎その他の規模構造及び使用区分（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等の設置位置等並びに園庭）の変更の場合

建物・土地の状況
建物の変更前後の位置図・配置図、平面図
土地の実測図（園庭の変更の場合のみ）
各室面積表
建築確認通知書の写し及び検査済証
土地及び建物の登記簿謄本。※届出時に登記がなされていない場合には、登記後に提出すること。
変更事項について議決した議事録の写し
その他変更の届出に必要と認められる書類

3 園則の変更の場合

変更前後の園則
利用者への説明、同意の状況等
職員の構成（当該変更により構成が変わる場合のみ）
変更事項について議決した議事録の写し
その他変更の届出に必要と認められる書類

4 経費の見積り及び維持方法の変更の場合

変更前後の収支予算書
変更事項について議決した議事録の写し
その他変更の届出に必要と認められる書類

5 開設の時期の変更の場合

既に入所等が決定している者への処置方法
変更事項について議決した議事録の写し
その他変更の届出に必要と認められる書類

様式 1

平成 年 月 日

札幌市長 様

所在地

法人名

代表者名

印

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項の規定により、認可を申請いたします。

様式 2

第 号
年 月 日

様

札幌市長



幼保連携型認定こども園設置認可通知書

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置について、下記のとおり認可しますので通知します。

記

- 1 設置者番号
- 2 施設番号
- 3 施設名
- 4 所在地
- 5 定員
- 6 児童受託区分
- 7 認可年月日
- 8 その他

様式 3

第 号
年 月 日

様

札幌市長



幼保連携型認定こども園設置却下通知書

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置について、下記のとおり却下しますので通知します。

記

- 1 施設名
- 2 理由
- 3 その他

様式 4

平成 年 月 日

札幌市長 様

所在地

法人名

代表者名

印

幼保連携型認定こども園廃止認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき幼保連携型認定こども園を廃止したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項の規定により、認可を申請いたします。

様式 5

平成 年 月 日

札幌市長 様

所在地

法人名

代表者名

印

幼保連携型認定こども園休止認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき幼保連携型認定こども園を休止したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項の規定により、認可を申請いたします。

様式 6

平成 年 月 日

札幌市長 様

所在地

(変更前) 法人名

代表者名

印

所在地

(変更後) 法人名

代表者名

印

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項の規定により、認可を申請いたします。

様式 7

第 号
年 月 日

様

札幌市長



幼保連携型認定こども園廃止認可通知書

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の廃止について、下記のとおり認可しますので通知します。

記

- 1 設置者番号
- 2 施設番号
- 3 施設名
- 4 所在地
- 5 認可年月日
- 6 その他

様式 8

第 号
年 月 日

様

札幌市長



幼保連携型認定こども園休止認可通知書

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の休止について、下記のとおり認可しますので通知します。

記

- 1 設置者番号
- 2 施設番号
- 3 施設名
- 4 所在地
- 5 認可年月日
- 6 休止期間
- 7 その他

様式 9

第 号
年 月 日

様

札幌市長



幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置者
の変更について、下記のとおり認可しますので通知します。

記

- 1 設置者番号
- 2 施設番号
- 3 施設名
- 4 所在地
- 5 認可年月日
- 6 その他

第 号
年 月 日

様

札幌市長



幼保連携型認定こども園廃止却下通知書

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の廃止について、下記のとおり却下しますので通知します。

記

- 1 施設名
- 2 理由
- 3 その他

第 号
年 月 日

様

札幌市長



幼保連携型認定こども園休止却下通知書

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の休止について、下記のとおり却下しますので通知します。

記

- 1 施設名
- 2 理由
- 3 その他

第 号
年 月 日

様

札幌市長



幼保連携型認定こども園設置者変更却下通知書

年 月 日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園の設置者
の変更について、下記のとおり却下しますので通知します。

記

- 1 施設名
- 2 理由
- 3 その他

幼保連携型認定こども園変更届出書

年 月 日

札幌市長 様

所 在 地
法 人 名
代表者名 印

幼保連携型認定こども園に係る事項の一部を変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 番 号	
施 設 名	
所 在 地	
変 更 事 項	
変 更 す る 理 由	
変 更 予 定 年 月 日	